

令和 8 年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

この募集要領は、令和 8 年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務を履行する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、令和 8 年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務の内訳は次のとおりとし、この片方又は両方の業務について提案することができるものとするが、企画提案書は各業務を個別に受託する前提で提出すること。

令和 8 年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務

業務番号	業務名
1	モバイル型決済端末導入業務
2	無人型セルフレジ導入業務

2 業務の概要

(1) 業務内容

別途交付する「モバイル型決済端末導入業務仕様書」及び「無人型セルフレジ導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

なお、「無人型セルフレジ導入業務」は、徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 8 年徳島県規則第 2 2 号）第 1 条に規定する特定調達契約である。

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 見積限度額

(1) 見積限度額は、次のとおりとする。

ただし、この見積限度額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含まない額。以下同じ。）とする。

業務番号	業務名	見積限度額
1	モバイル型決済端末導入業務	4,000,000 円
2	無人型セルフレジ導入業務	89,000,000 円

(2) (1) の見積限度額には、指定納付受託業務に係る決済手数料を含まないものとする。

4 参加資格要件

参加資格者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県税及び国税の未納がないこと。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること又は受ける見込みがあること。
- (3) 次のアからケまでのいずれの事項にも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、又は所属する法人その他の組織である者
 - ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格（指名）停止の措置の対象となっている者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
 - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
- (4) 過去5年以内に、国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行実績を数回有すること。
- (5) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を

有する者であること。

(6) 徳島県知事による地方自治法第231条の2の3第1項による指定納付受託者の指定を受けている者又は指定を受ける見込みである者であること。

(7) 複数の事業者による共同提案を行う場合は、次の要件を満たすこと。

ア 共同提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち1者を代表事業者に定めること。この場合において、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ 構成事業者全てが、上記(1)から(5)の参加資格を満たしていること。

ウ 指定納付受託業務を行う予定の構成事業者が、上記(6)の参加資格を満たしていること。

エ 構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、同一業務の企画提案に参加していないこと。

5 仕様書の交付方法

(1) 交付期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月28日(火)まで(土日及び祝祭日を除く。)

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)とする。

(2) 交付場所

13 提出・問合せ先のとおり

なお、交付を受けようとする者は、法人名及び連絡先等が確認できる名刺等を持参すること。

(3) (2)の交付場所において交付を受けることができない場合の取扱い

県外事業者である等の理由により、(2)の交付場所において交付を受けることができない場合は、電子メールにより対応するものとする。

ア 交付を受けようとする者は、件名を「令和8年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務に係る仕様書の交付依頼」とし、本文に次の項目を記載した上で、

13 提出・問合せ先へ電子メールを送付すること。

(ア) 交付を受けたい仕様書の名称

(イ) 電子メールによる交付を希望する旨

(ウ) 仕様書の内容を、本企画提案に必要な場合を除いて第三者に漏えい、又は本企画提案以外の目的に利用しない旨

(エ) 交付を受けようとする者の法人名及び連絡先等

イ 電子メール送信後は、電話にて受信の確認を行うこと。

ウ イの受付時間は、(1)に定めるとおりとする。

6 プロポーザルの参加手続等

提出書類等により参加資格の確認を行い、参加資格の適否について、令和8年

5月1日（金）までに文書で通知する。参加資格要件を満たすことが確認された者について、企画提案書の提出を認めることとする。

本企画提案に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

共同提案による参加申込みの場合は、構成事業者一覧表（様式第2号）及び9(1)エに記載した書面を添付すること。なお、9(1)エに記載した書面について、(2)の提出期限までに提出ができない場合であって、9(2)に示す企画提案書等の提出期限までに提出が可能である場合は、当該書類について9(2)の提出期限までに提出が可能である旨を記載した申出書（任意様式）を提出すること。

イ 添付書類

(ア) 定款や法人概要が分かるもの

(イ) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

提出の日において、発行日から3か月以内のもの。この場合において、写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

(ウ) 直近3事業年分の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書又はこれに類するもの 1部

(エ) 徳島県税及び国税に未納がない旨の証明書 1部

提出の日において、発行日から3か月以内のもの。この場合において、写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

(オ) 4(4)に係る業務履行実績（様式第3号）及び履行実績を証する書面（契約書及び業務完了承認書等）の写し

ウ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時

(3) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）とする。

なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「令和8年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務に係る参加申込み」とし、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

また、郵送より提出する場合は、(2)の提出期限までに「必着」とする。

(4) 提出先

13 提出・問合せ先のとおり

7 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問方法及び提出方法等

質問書（様式第5号）により、電子メールにて提出すること。

ア 電話及び口頭による質問は受け付けない。

イ 原則として、当該業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者の参加状況や積算に関する内容等は受け付けない。

ウ メールの件名は、「令和8年度徳島県キャッシュレス決済端末導入業務に関する質問」とし、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

(2) 質問受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月23日（木）正午まで

(3) 提出先

13 提出・問合せ先のとおり

(4) 質問に対する回答

質問受付期間終了後、令和8年4月27日（月）までに、質問者全員に電子メールにより回答する。また、質問者以外の参加申込書提出者には、令和8年4月30日（木）までに、同内容の回答を送付する。

8 企画提案書の内容等

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

(1) 業務体制・スケジュール

本業務の実施における業務体制及びスケジュールについて具体的に提案すること。なお、モバイル型決済端末の運用に必要なPOSレジアプリケーション提供事業者との契約や、無人型セルフレジの運用に必要な通信回線の調達については、決済端末決定後すぐに取りかかる予定である。

(2) 提案するキャッシュレス決済端末（以下「決済端末」という。）の機能及び導入実績

ア 本業務の実施に当たり導入する決済端末に係る機器仕様書を添付し、具体的に提案すること。

イ 提案する決済端末について、過去5年間の国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行実績についても記載すること。

ウ 無人型セルフレジについては、防犯等のため、無人型セルフレジ導入業務仕様書第3の項番1（注）に示すカメラを設置できる場合は、加点要素とする。

(3) 指定納付受託業務を行う者の財務状況の健全性と収納金の保全対策

指定納付受託業務を遂行するための財産的基礎、知識及び経験並びに社会的信用を有することを記載すること。また、収納金の取扱いについて、県の事務負担の少ない手法を提案すること。

収納金の取扱いに係る責任の所在を明らかにするため、収納金の保全及び管理方法に関する対策について、具体的に提案すること。

(4) 保守体制・期間

決済端末の保守体制について、通常時の問合せ窓口や、故障、トラブル発生時

及び災害時の対応など、想定されるトラブルごとに具体的に提案すること。なお、モバイル型決済端末導入業務仕様書第3の項番2(25)に示すとおり、モバイル型決済端末の一元的なトラブル対応窓口は、POS レジアプリケーション提供事業者が設置するものとする。

また、決済端末の保証期間についても記載することとし、長期の場合は加点要素とする。

(5) 経済性

参考見積書に記載の金額（令和8年度の経費）を記載するとともに、様式第7号「決済手数料単価表」により、決済種別及び決済ブランドごとの決済手数料率を提案すること。決済手数料のキャンセル料等が別途必要な場合は、その他手数料等の項目に内容ごとに整理すること。

また、本業務を令和9年度以降も継続した場合の費用（運用・保守費用、決済手数料率）についても、様式第6号に参考として併せて記載すること。

さらに、モバイル型決済端末については、仕様を満たすために必要な附属機器（県がPOS レジアプリケーション提供事業者との契約により直接調達する必要があるプリンターやスキャナー等）がある場合は、それらの品番や参考金額を提案書に記載すること。

(6) モバイル型決済端末と連携するPOS レジアプリケーション

モバイル型決済端末導入業務仕様書第3の項番2に、POS レジアプリケーションの仕様について示している。

POS レジアプリケーションの調達については、決済端末決定後すぐに取りかかる予定であるため、この仕様を満たし、決済端末と連携できる全てのPOS レジアプリケーションについて、国又は地方公共団体での導入実績や参考金額を含め、可能な限り提案書に記載すること。

(7) その他

ア 決済端末に附属させる機器（プリンター、スキャナー、タブレット、カメラ等）のうち、提案者又はPOS レジアプリケーション提供事業者以外から調達する必要がある機器がある場合は、それらの品番や参考金額を提案書に記載すること。

イ 県民への効果的な広報・周知に資する提案、その他業務を実施するに当たっての創意工夫等があれば記載すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 参考見積書（様式第6号）

（ア）契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する参考見積書は、企画提案を審査する際に参考にするものであり、契約締結に当たっては、確定

した仕様に対して、あらためて見積書の提出を求める。この場合において、複数の事業者による共同提案を行う場合であって、業務によって契約当事者が異なる場合は、それぞれの業務について、契約当事者となる者が見積書を作成し、代表事業者がとりまとめて提出すること。

(イ) 初期導入費用及び決済端末運用開始日から令和9年3月31日までの期間に要する月額等のランニングコストを算出し、合計金額を記載すること。ただし、決済手数料は、合計金額に含めないこと。

なお、モバイル型決済端末について提案する場合は、SIM通信に係る費用も合計金額に含めるものとするが、POSレジアプリケーション提供事業者が契約当事者となる業務に直接関係する費用については、合計金額に含めないこと。

一方、無人型セルフレジについて提案する場合は、通信に係る費用は合計金額に含めないものとするが、POS及び保守に係る費用は、合計金額に含めること。

(ウ) 任意様式で内訳明細書を作成すること。初期導入費用、月額等のランニングコストの別を明記し、積算根拠が分かるように記載すること。

(エ) 見積額が見積限度額を超えた場合は、失格とする。

(オ) 上記(ア)から(エ)とは別に、令和9年4月から令和10年3月までの12か月分の月額等のランニングコスト(決済手数料を除く。)についても、参考までに記載するものとし、任意様式で内訳明細書を作成すること。

ウ 決済手数料単価表(様式第7号)

エ 共同提案を行う場合の添付書類

複数の事業者による共同提案を行う場合は、共同提案者の相互の役割分担(責任分界点)を明確に示し、県と契約する際の契約当事者を記すとともに、共同提案者全てが当該内容を承認していることが分かる覚書等を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時

なお、提出は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、期限を超過して提出された場合は、提出がなかったものとみなす。

(3) 提出先

13 提出・問合せ先のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)

なお、郵送より提出する場合は、(2)の提出期限までに「必着」とする。

(5) 提出部数及び規格等

ア 紙媒体で8部提出すること。

イ 企画提案書は、任意様式でA4サイズ横書き、50ページ以内とし、簡潔で分かりやすいものとする。 (カラー印刷可)

- ウ 表紙には、表題として「(提案する業務名)に係る提案書」と提案者名(共同提案の場合は、代表事業者名を追記のこと)を記載すること。
- エ ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
- オ 上記ウ及びエの書類は、イの50ページ以内に含めること。

10 契約候補者の選定

(1) 審査方法

提出された書類の内容を審査するため、選定委員会を開催し、その結果に基づき契約候補者を選定する。審査は、書面審査及びプレゼンテーションにより行い、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とする。

なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を選定する。

また、必要に応じてヒアリングを実施し、参加者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。この場合は、県から別途通知する。

ア 書面審査

企画提案書、見積書等をもとに、選定委員会委員が書面審査を実施する。

イ プレゼンテーション

企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施日時

令和8年5月18日(月)を予定しているが、具体的な時間等は別途通知する。

(イ) 実施方法及びタイムスケジュール

- a プレゼンテーションは対面で実施することとし、その内容には実機を用いたデモンストレーションを含めること。
- b 持ち時間は30分以内、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は15分を予定しているが、詳細は県から別途通知する。

(2) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(3) 結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を文書により通知し、契約候補者の名称等を県のホームページで公表する。なお、審査結果に関する質問については回答しない。

11 その他

(1) 提出いただく案は、参加事業者1者につき1業務1提案とする。

(2) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。

ア 所定の日時まで前に所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

イ 審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

ウ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
エ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合

- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (4) 企画提案に応募した事業所名等は、公表する場合がある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。また、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (6) 契約手続については、次のとおりとする。
 - ア 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、仕様書「3 業務概要」に定める業務（以下「業務」という。）別に仕様を確定させ、当該仕様に基づきあらためて徴する見積書の額が、県が定める予定価格の範囲内であった場合に、業務別に契約を締結する。この場合において、契約の相手方が、消費税法上の課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を加算した額を契約金額とする。
 - イ 契約候補者（共同提案の場合は、指定納付受託業務を行う構成員。以下同じ。）が、指定を受けていない者である場合は、契約締結前に指定を受けること。
 - ウ 仕様の確定に当たっては、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
 - エ 複数の事業者による共同提案を行った場合であつて、業務によって契約当事者が異なる場合も同様の取扱いとし、それぞれの契約当事者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。
 - オ 「無人型セルフレジ導入業務」の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年徳島県条例第10号）第三条の規定により、議会の議決が必要となる。
- (7) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、県と契約候補者との協議が整わなかったとき、(6)において徴する見積書の見積額が予定価格を超えたとき又は契約候補者が地方自治法第231条の2の3による県知事の指定を受けることができなかつたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を契約候補者とし、(6)に規定する手続を行った上で、契約を締結するものとする。
- (8) 事業者は、契約を締結するまでに、次の書類を提出すること。なお、書類は提出の日において、発行日から3か月以内のものに限る。ただし、参加申込書提出時に原本を提出している場合は不要とする。
 - ア 納税証明書（県税及び国税に未納がないことの証明書）原本各1部
 - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本1部
- (9) 委託料等の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。
- (10) 契約保証金は免除する。

12 スケジュール

募集開始	令和8年4月1日（水）
参加申込書提出期限	令和8年4月28日（火）
企画提案参加資格通知	令和8年5月1日（金）まで
企画提案書等提出期限	令和8年5月11日（月）
選定委員会開催	令和8年5月18日（月）
契約事業者決定・（仮）契約締結	令和8年5月下旬から6月上旬まで

※ 「無人型セルフレジ導入業務」の契約の締結については、11(6)オに記載のとおり議会の議決が必要となるため、一旦「仮契約」を締結することとなる。

13 提出・問合せ先（契約に関する事務を担当する窓口）

徳島県出納局会計課 決算担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話(088)-621-2650

メールアドレス：kaikeika@pref.tokushima.lg.jp

14 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 Summary

(1) Nature and Quantity

- a. Procurement, Installation, and Operation of Mobile Payment Terminals, and Services for Designated Payment Collection Agency: 1 set
- b. Procurement, Installation, and Operation of Unmanned Self-service Registers, and Services for Designated Payment Collection Agency: 1 set

(2) Time Limit of Tender

5:00 p.m. on May 11, 2026

(3) Contact point for the notice (Section in charge of contract)

Settlement of Accounts Group, Accounting Division,
Tokushima Prefectural Treasury Bureau.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2650

Email: kaikeika@pref.tokushima.lg.jp